

No.	提出された意見の概要（要旨） 注：【】は該当する頁数	意見に対する考え方	意見の採択により修正した箇所の有無	意見の採択により修正した箇所	
				修正前	修正後
1	【P.13】 福祉人材の確保（介護人材の確保、障害福祉人材の確保及び保育人材の確保）に特に力を入れるべき。	御意見いただきましたとおり、福祉人材の確保は、本県においても重要であることから、本プランの3つの基本目標の1つとして「福祉を支える『人づくり』」を掲げさせていただいております。引き続き、福祉人材の確保に取り組んで参ります。また、令和5年度の組織改正では「福祉人材確保対策室」を新設し、介護・障害福祉の人材確保対策を一体的に進めて参ります。	無		
2	【P.33】 法人後見団体や市民後見人が不足していると思うので、もっとPRや研修などを多く実施し、成年後見制度が積極的に活用できるよう力を入れるべき。	御意見いただきましたとおり成年後見制度の担い手確保については重要と考えており、今回の一部変更案において、「群馬県成年後見制度に関する人材の確保・育成基本方針」とともに成年後見制度の担い手確保・育成について、新たに施策の方針を追記しました（P.33）。 同方針に基づき、引き続き市町村等の取組を支援して参ります。	無		
3	【P.9、P.17】 外国人介護人材は、今後も増えていく、とても貴重な人材だと注目している。 P.17に多文化共生の項目があるが、P.9の図内「地域づくり」において地域の基盤づくりを形成する分野に「国際交流」等の記載があるとよい。	本プランが用いる「住民」の文言は、外国人住民を当然に含んでおり、P.9の図内においても、それぞれに外国人住民も参画していることを想定しております。 なお、P.9の図内「仕組みづくり」では、「市町村における総合的な相談支援体制づくり」へ参画する分野の1つに「多文化共生」を盛り込んでおります。	無		
4	【P.45】 「介護人材の確保」の所にも、貴重な外国人介護人材への配慮（長く、定着して働いていただくような）などが、盛り込まれているとよい。 （玉村町などは、初任給支給までの間、フードバンクから食糧支援を行っている。）	「介護人材の確保」の1点目後段及び2点目の、介護職員の確保及び職場定着に関する事項については、外国人介護人材も含めた全ての職員を対象としているものですが、御意見を踏まえて記載内容の一部を修正します。	有	・介護人材不足の解消に向け、関係団体と協力して介護の魅力を発信するとともに、介護職員の確保に取り組めます。また、中高年齢者や就業していない女性、外国人など新たな人材の介護職への就労を促進します。 ・働きやすい職場環境づくりや介護職員の業務負担軽減等により、介護職員の職場定着を図ります。	・介護人材不足の解消に向け、関係団体と協力して介護の魅力を発信するとともに、介護職員の確保に取り組めます。また、中高年齢者や就業していない女性、外国人など多様な人材の介護職への就労を促進します。 ・介護職員の職場定着を図るため、働きやすい職場環境づくりや介護職員の業務負担軽減等に取り組めます。
5	【関連ページP.40】 重層的支援体制整備事業を進めるにあたり、市町村の教育関係部局と福祉関係部局の連携が難しい。 最初から、同事業の必須事業として、連携するような仕組みを入れてくれているのであれば良かったのと言う方がいた。 県には、その壁をとってくれるような方向性の支援を期待する。	児童生徒の社会的孤立、ヤングケアラー、ひきこもりなどの複雑化・複合化した課題等に対しては、福祉分野に留まらず、教育分野との連携が重要であることは、「重層的支援体制整備事業と教育施策との連携について」（令和3年3月29日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）でも言及されているとおりであり、県としても引き続き市町村の取組を支援します。 なお、教育分野においても、同名通知「重層的支援体制整備事業と教育施策との連携について」（令和3年3月29日付文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課等通知）が発出されていますので、連携体制の構築に当たり、参考としていただくようお願いします。	無		